

秋田県告示第485号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹敬久

第1

1 名称

大館長根山鳥獣保護区

2 区域

大館市長根山地内の市道柄沢餌釣線と市道餌釣貯水池線との交点を起点とし、同餌釣貯水池線を北東に進み米代川地域森林計画区大館市林班界に至り、同林班界を北東に進み市道東二ツ屋線との交点に至り、同市道を北西に進み市道宮袋線との交点に至り、同市道を北進し米代川地域森林計画区大館市林班界に至り、同林班界を北東に進み主要地方道大館十和田湖線との交点に至り、同主要地方道を南東に進み米代川地域森林計画区大館市林班界に至り、同林班界を南東に進み国有林林班界に至り、同林班界を南西に進み米代川地域森林計画区大館市林班界に至り、同林班界を南西に進み市道餌釣貯水池線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、大館市の中心部に位置しており、市街地に近い位置にありながら針葉樹・広葉樹など多種多様の樹木が生育している。区域内には岩神貯水池もあり、冬季には渡り鳥の渡来も多数確認されている。

このような自然環境から、キジやカモ類などの身近な鳥獣が多数生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2

1 名称

陣場岱鳥獣保護区

2 区域

北秋田市東鷹巣地内の米代川左岸と国道105号（バイパス）との交点を起点とし、同国道を南進し小森川との交点に至り、同川を右折し同川左岸を下流に進み小猿部川との交点に至り、同川左岸を下流に進み県道鷹巣川井堂川線との交点に至り、同県道を北東に進み国道105号との交点に至り、同国道を北進し米代川に至り、同川左岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、北秋田市の中心部に位置しており、市街地に近い位置にありながら多種の広葉樹林が生育している。区域内にはため池もあり、冬季には渡り鳥の渡来も多数確認されている。

このような自然環境から、キジやノウサギ、カモ類などの身近な鳥獣が多数生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3

1 名称

比内前田鳥獣保護区

2 区域

大館市比内前田地内の市道大館比内線と米代川地域森林計画区大館市105林班と179林班との境界を起点とし、同

境界を南西に進み国有林林班界に至り、同林班界を南西に進み米代川地域森林計画区大館市179林班の境界に沿って北進し市道比内前田線との交点に至り、同市道を北東に進み市道大館比内線との交点に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、広葉樹林が多く、沼が点在していることから冬季には渡り鳥の渡来も多数確認されている。このような自然環境から、キジやノウサギ、カモ類などの身近な鳥獣が多数生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4

1 名称

素波里鳥獣保護区

2 区域

山本郡藤里町粕毛地内の私有林道米代線と町道素波里線との交点を起点とし、同町道を西進し米代川森林計画区米代西部森林管理署事業区1009林班に至り、同事業区1009、1010、1013、1014、1025、1026、1033から1038林班を取り囲み私有林道米代線に至り、同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林など変化に富んだ林相の地域であり、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

後谷地鳥獣保護区

2 区域

米代川森林計画区米代西部森林管理署事業区154林班及び155林班の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、クロマツの生林からなり、キツネやタヌキ、キジやマヒワなどの多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第6

1 名称

大須郷鳥獣保護区

2 区域

にかほ市象潟町川袋地内の川袋川と市道川袋通学路線との交点を起点とし、同市道を南西に進み国道7号との交点に至り、同国道を南西に進み市道小砂川本線との交点に至り、同市道を南進しサカ島川との交点に至り、同川を

西進し日本海汀線に至り、同汀線を北東に進み川袋川との交点に至り、同川を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこれらの区域の沖合100メートルまでの区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、ウミウなどの集団繁殖地となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条台1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

第7

1 名称

七滝鳥獣保護区

2 区域

仙北郡美郷町地内の雄物川地域森林計画区六郷町2林班と3林班との境界と旧六郷町と旧千畑町との境界を起点とし、同境界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同境界を南西に進み民有林道七滝線との交点に至り、同林道を南西に進み雄物川地域森林計画区六郷町3林班と5林班との境界に至り、同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、美郷町旧六郷町の東部に位置し、六郷湧水群の源流となる地域であり、クマタカやニホンカモシカをはじめ多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項を規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

第8

1 名称

和賀岳鳥獣保護区

2 区域

仙北市田沢湖生保内地内の秋田県と岩手県との県境と国有林秋田森林管理署3053林班と3054林班との境界を起点とし、同境界を南進し貝吹岳、五番森及びモッコ岳を経て和賀岳に至り、同所を西進し大仙市と仙北市との境界に至り、同境界を北西に進み国有林1175林班、1176林班、1178林班、1180林班及び2158林班との交点に至り、同林班界を北東に進み1176林班ち小班及び1173林班の小班界を経て旧角館町と旧田沢湖町との交点に至り、同境界を北東に進み二ノ沢谷に至り、3064林班つ小班、そ1小班、そ小班界を経て3057林班との交点に至り、同林班界を北進し相沢山に至り、同所を東進し生保内川との交点に至り、同川を北西に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を北進し3053林班と小班から、む1小班界を東進し3054林班との交点に至り、同林班より東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、仙北市の東部県境に位置し国有林の緑の回廊が設定されており、カモシカ及びツキノワグマ等をはじめ多種多様な鳥獣が生息している。また、国有林の植物群落保護林に指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に設定し、当該区域で生息する鳥獣の保護を図るもの

である。

第9

1 名称

角間沢鳥獣保護区

2 区域

湯沢市山谷地内の市道山谷角間沢線と鉦打沢川との交点を起点とし、同川を南東に約350メートル進み、字小古御岳沢と字古御岳沢との字界に至り、同字界を南西に進み標高373メートルの山頂に至り、同山頂から稜線を南進し標高364メートルの山頂に至り、同山頂から稜線を南西に進み標高411メートルの山頂に至り、同山頂から稜線を北西に進み林道東角線との交点に至り、同林道から稜線を北西に進み標高307.5メートルの三角点を経て湯沢鳥獣保護区界に至り、同保護区界を北東に進み鉦打沢川との交点に至り、同川を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、湯沢市の北側に位置し、スギ人工林やナラ類を主体とした落葉広葉樹が広がり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、リスを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。